

7 経営第 1865 号
令和7年 11 月 19 日

公益財団法人 農林水産長期金融協会
理事長 佐藤 和彦 殿

農林水産事務次官

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱等の一部
改正について

この度、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な実施につき御配慮をお願いします。

以上、命により通知する。

○農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）			別表21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）		
1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金			1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金		
①～④ （略）			①～④ （略）		
⑤ <u>令和7年10月21日から令和7年11月18日までの間に</u> 融通されたもの （略）			⑤ <u>令和7年10月21日以降に</u> 融通されたもの （略）		
⑥ <u>令和7年11月19日以降に</u> 融通されたもの			(新設)		
	<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>			
	<u>(1)、(3)、(4)、(9)、 (14)</u>	<u>5年以下</u> <u>5年を超え7年以下</u> <u>7年を超え8年以下</u> <u>8年を超え10年以下</u> <u>10年を超え11年以下</u> <u>11年を超え13年以下</u> <u>13年を超え14年以下</u> <u>14年を超え16年以下</u> <u>16年を超え17年以下</u> <u>17年を超え25年以下</u>		<u>1. 2 5 %</u> <u>1. 3 5 %</u> <u>1. 4 5 %</u> <u>1. 5 5 %</u> <u>1. 6 5 %</u> <u>1. 7 5 %</u> <u>1. 8 5 %</u> <u>1. 9 5 %</u> <u>2. 0 0 %</u> <u>2. 0 0 %</u>	
	<u>(2)</u>	<u>5年以下</u> <u>5年を超え7年以下</u> <u>7年を超え8年以下</u> <u>8年を超え10年以下</u> <u>10年を超え11年以下</u> <u>11年を超え13年以下</u> <u>13年を超え14年以下</u> <u>14年を超え15年以下</u>		<u>1. 2 5 %</u> <u>1. 3 5 %</u> <u>1. 4 5 %</u> <u>1. 5 5 %</u> <u>1. 6 5 %</u> <u>1. 7 5 %</u> <u>1. 8 5 %</u> <u>1. 9 5 %</u>	
	<u>(5)</u>			<u>2. 0 0 %</u>	
	<u>(6)、(10)</u>			<u>2. 0 0 %</u>	
	<u>(7)、(8)、(11)、 (12)、(13)、(15)</u>			<u>2. 0 0 %</u>	
	<u>(16)</u>			<u>成功判定区分が</u> <u>「高」の場合 2. 0 0 %</u> <u>「低」の場合 0. 5 0 %</u>	
(※1)～(※10) （略）			(※1)～(※10) （略）		
2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金			2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金		
(1) 農業近代化資金			(1) 農業近代化資金		

①～⑧④（略）

⑧⑤ 令和7年10月21日から令和7年11月18日までの間に融通されたもの
(略)

⑧⑥ 令和7年11月19日以降に融通されたもの
(金利負担軽減特例分、災害関連資金)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 1 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基盤 強化資金の 貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 1 0 %</u>	<u>5年以下</u>	<u>1. 2 5 %</u>	<u>農業近代化資金の 貸付金利－農業経 営基盤強化資金の 貸付金利水準</u>
	<u>5年を超え7年以下</u>	<u>1. 3 5 %</u>	
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>1. 4 5 %</u>	
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>1. 5 5 %</u>	
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>1. 6 5 %</u>	
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>1. 7 5 %</u>	
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>1. 8 5 %</u>	
	<u>14年を超え15年以下</u>	<u>1. 9 5 %</u>	

(2) 農業経営負担軽減支援資金

①～③③（略）

③④ 令和7年10月21日から令和7年11月18日までの間に融通されたもの
(略)

③⑤ 令和7年11月19日以降に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 1 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

(注)

1～3（略）

4 2の(1)の⑧④から⑧⑥の認定農業者等向け特例分については、別表20の6の(3)に係る利子助成に限り適用する。

①～⑧④（略）

⑧⑤ 令和7年10月21日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(2) 農業経営負担軽減支援資金

①～③③（略）

③④ 令和7年10月21日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(注)

1～3（略）

4 2の(1)の⑧④から⑧⑥の認定農業者等向け特例分については、別表20の6の(3)に係る利子助成に限り適用する。

○東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官
依命通知）の一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前																																																					
別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅） 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金 ①～⑧④（略） ⑤ <u>令和7年10月21日から令和7年11月18日までの間</u> に融通されたもの （略） ⑥ <u>令和7年11月19日以降に融通されたもの</u>			別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅） 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金 ①～⑧④（略） ⑤ <u>令和7年10月21日以降に融通されたもの</u> （略） （新設）																																																					
<table><tr><th>資金の種類</th><th>償還期限</th><th>実質負担利率の軽減幅</th></tr><tr><td rowspan="10"><u>(1)</u></td><td>5年以下</td><td><u>1. 2 5 %</u></td></tr><tr><td>5年を超え7年以下</td><td><u>1. 3 5 %</u></td></tr><tr><td>7年を超え8年以下</td><td><u>1. 4 5 %</u></td></tr><tr><td>8年を超え10年以下</td><td><u>1. 5 5 %</u></td></tr><tr><td>10年を超え11年以下</td><td><u>1. 6 5 %</u></td></tr><tr><td>11年を超え13年以下</td><td><u>1. 7 5 %</u></td></tr><tr><td>13年を超え14年以下</td><td><u>1. 8 5 %</u></td></tr><tr><td>14年を超え16年以下</td><td><u>1. 9 5 %</u></td></tr><tr><td>16年を超え17年以下</td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td>17年を超え18年以下</td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td rowspan="10"><u>(2)、(3)、(8)、(13)</u></td><td>5年以下</td><td><u>1. 2 5 %</u></td></tr><tr><td>5年を超え7年以下</td><td><u>1. 3 5 %</u></td></tr><tr><td>7年を超え8年以下</td><td><u>1. 4 5 %</u></td></tr><tr><td>8年を超え10年以下</td><td><u>1. 5 5 %</u></td></tr><tr><td>10年を超え11年以下</td><td><u>1. 6 5 %</u></td></tr><tr><td>11年を超え13年以下</td><td><u>1. 7 5 %</u></td></tr><tr><td>13年を超え14年以下</td><td><u>1. 8 5 %</u></td></tr><tr><td>14年を超え16年以下</td><td><u>1. 9 5 %</u></td></tr><tr><td>16年を超え17年以下</td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td>17年を超え28年以下</td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(4)、(9)</u></td><td></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u></td><td></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr></table>			資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅	<u>(1)</u>	5年以下	<u>1. 2 5 %</u>	5年を超え7年以下	<u>1. 3 5 %</u>	7年を超え8年以下	<u>1. 4 5 %</u>	8年を超え10年以下	<u>1. 5 5 %</u>	10年を超え11年以下	<u>1. 6 5 %</u>	11年を超え13年以下	<u>1. 7 5 %</u>	13年を超え14年以下	<u>1. 8 5 %</u>	14年を超え16年以下	<u>1. 9 5 %</u>	16年を超え17年以下	<u>2. 0 0 %</u>	17年を超え18年以下	<u>2. 0 0 %</u>	<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	5年以下	<u>1. 2 5 %</u>	5年を超え7年以下	<u>1. 3 5 %</u>	7年を超え8年以下	<u>1. 4 5 %</u>	8年を超え10年以下	<u>1. 5 5 %</u>	10年を超え11年以下	<u>1. 6 5 %</u>	11年を超え13年以下	<u>1. 7 5 %</u>	13年を超え14年以下	<u>1. 8 5 %</u>	14年を超え16年以下	<u>1. 9 5 %</u>	16年を超え17年以下	<u>2. 0 0 %</u>	17年を超え28年以下	<u>2. 0 0 %</u>	<u>(4)、(9)</u>		<u>2. 0 0 %</u>	<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>2. 0 0 %</u>			
資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅																																																						
<u>(1)</u>	5年以下	<u>1. 2 5 %</u>																																																						
	5年を超え7年以下	<u>1. 3 5 %</u>																																																						
	7年を超え8年以下	<u>1. 4 5 %</u>																																																						
	8年を超え10年以下	<u>1. 5 5 %</u>																																																						
	10年を超え11年以下	<u>1. 6 5 %</u>																																																						
	11年を超え13年以下	<u>1. 7 5 %</u>																																																						
	13年を超え14年以下	<u>1. 8 5 %</u>																																																						
	14年を超え16年以下	<u>1. 9 5 %</u>																																																						
	16年を超え17年以下	<u>2. 0 0 %</u>																																																						
	17年を超え18年以下	<u>2. 0 0 %</u>																																																						
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	5年以下	<u>1. 2 5 %</u>																																																						
	5年を超え7年以下	<u>1. 3 5 %</u>																																																						
	7年を超え8年以下	<u>1. 4 5 %</u>																																																						
	8年を超え10年以下	<u>1. 5 5 %</u>																																																						
	10年を超え11年以下	<u>1. 6 5 %</u>																																																						
	11年を超え13年以下	<u>1. 7 5 %</u>																																																						
	13年を超え14年以下	<u>1. 8 5 %</u>																																																						
	14年を超え16年以下	<u>1. 9 5 %</u>																																																						
	16年を超え17年以下	<u>2. 0 0 %</u>																																																						
	17年を超え28年以下	<u>2. 0 0 %</u>																																																						
<u>(4)、(9)</u>		<u>2. 0 0 %</u>																																																						
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>2. 0 0 %</u>																																																						
(※1)～(※4)（略）			(※1)～(※4)（略）																																																					
2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金 (1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉 ①～⑧④（略）			2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金 (1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉 ①～⑧④（略）																																																					

㉔ 令和7年10月21日から令和7年11月18日までの間に融通されたもの
(略)

㉕ 令和7年11月19日以降に融通されたもの
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基盤 強化資金の 貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 1 0 %</u>	<u>5年以下</u> <u>5年を超え7年以下</u> <u>7年を超え8年以下</u> <u>8年を超え10年以下</u> <u>10年を超え11年以下</u> <u>11年を超え13年以下</u> <u>13年を超え14年以下</u> <u>14年を超え16年以下</u> <u>16年を超え17年以下</u> <u>17年を超え18年以下</u>	<u>1. 2 5 %</u> <u>1. 3 5 %</u> <u>1. 4 5 %</u> <u>1. 5 5 %</u> <u>1. 6 5 %</u> <u>1. 7 5 %</u> <u>1. 8 5 %</u> <u>1. 9 5 %</u> <u>2. 0 5 %</u> <u>2. 1 0 %</u>	<u>農業近代化資金の 貸付金利－農業経 営基盤強化資金の 貸付金利水準</u>

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 1 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

①～㉔ (略)

㉔ 令和7年10月21日から令和7年11月18日までの間に融通されたもの
(略)

㉕ 令和7年11月19日以降に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 1 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

(注)

1・2 (略)

㉔ 令和7年10月21日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

①～㉔ (略)

㉔ 令和7年10月21日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(注)

1・2 (略)